

Title	斐ヒテの経済観（中）
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.11 (1920. 11) ,p.1589(87)- 1598(96)
JaLC DOI	10.14991/001.19201101-0087
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19201101-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の側に於ける委任の解除の場合に右の規定の適用せらるゝことあるへし

(1) 松本氏は此説を採らる(會社法講義二二〇頁)

(2) 民法一一三條

(3) 商法一二〇、一二五、一二六、一項一二九、一三〇、一三一、一三二條

(4) 民法六七〇條

(5) 松本氏は株式の割當には、發起人全員の同意を必要なりとし(前掲二五〇頁)「レーマン」も亦之を同説を主張し發起人に於て多數決により又は一人の發起人にも割當を爲し得べきことを宣言せし場合には之に從ふべきものとなせり(アヌリス 354, 355)

(6) 設立機關としての發起人は發起人組合なる團體を指すとの說あるも(松本氏前掲二一八頁)吾人は此説に服する能はず解釋上の論據は後章に述ふへし

(7) 例へは株式申込證に創立委員又は發起人總代なるものを定めたるときは是等の者のみが設立に関する權限を有するものと解し得へく從て他の發起人の爲したる設立行為は無効なりと云ふへし

(8) 民法六七一、六四九、六五〇條

(9) 民法一一一條

(10) 民法六五一條

(11) 民法六五一條、二項

フイヒテの經濟觀（中）

阿部秀助

四

千八百年にフイヒテが公にした「封鎖的商業國」は彼自身が屢々口にした如く、彼にとりての快心の著たりしに不拘、當時世人の歓迎する處とならなかつたことは此著が稍々哲學者の理想論の如く觀せられしこと、第二には其後、まもなくナポレオン一世が全歐洲を封鎖的商業國たらしめんとせしことが、現實的に國民の期待を裏切たことも有力な理由であると思ふ、更に第三の理由は之れが著作動機の一つが無法な工場生産と競争との不合理性が如何に危險なる結果を齎らす點には要するに、今日迄吾人は國家を以て有產階級擁護機關と見做してゐたが、之は單に國家の任務の一面向を理解するに過ぎぬもので、之れが義務責任は更に一層深き

處に存してゐるので、即ち普ねく國民をして次の如き狀態に存せしむるにある、即ち總ての者をして全體の使僕たらしむることによつて、彼等は財の全體に對して正當な配分を受け、斯くて其處には特別な富者なきと共に貧者もなく各人は其の狀態を持續し、それによつて全體は平和なる持續を保證し得ると云ふにあるのである、更に本著の内容としては緒論以外に三編に分たれ、先づ緒論に於ては法的に平等關係を有してゐる人類を條件とする理性的國家と現實的國家の關係を論じ且つ現實的國家を指導する政策を以て所與の國家と理性的國家との中間性を有するものとなし、次ぎに第一編に於て理性的國家の内情殊に所有權の意義を明かにし、次ぎに第二編に於て現實的國家の流通狀態を論じ、更に如何にして吾人は現實的國家より理性的國家に轉化し得可きやの政策殊に彼れは商工業に就きて現時の政治組織より轉化する主要なる點即ち理性によつて求めらるゝ組織は dass der Staat vor allem Handel des Auslandes sich gänzlich verschliesse. (一)にありとなし即ち法律上、政治上隔離せし團體を求め得し吾人は經濟上に於てそれを見出すこと必ずしも困難にあらずと云ふに存するのである。

論者は先づ彼れが經濟觀の根本的基礎たる所有權問題に就きて考察せんと欲す。

(1) Fichte, sämtliche Werke. BIII. s 475

五

「所有」又は「所有權」を極めて廣義に解すれば、彼我の區別或は Die Sonderung von Mein und Dein である、只だ此の區別の基點を何處に求むるやに就きて、從來の所有又たは所有權説は大概ね之れを二つに區別し得ると思ふ、即ち第一種の學説は「物」其者に之れが中心的意義を求めるとするもので、第二種の學説は「物」其者よりも寧ろ「行動」の自由權を力説せんとするものである、而して經濟學上、第一種の學説と見做さるゝものゝ第一は占有説(Okkupationstheorie)、此説の特色とする處は占有物其者を以て占有者の人格の一部分を構成するものと認め、従つて吾人の人格が吾人にとって不可分の狀態に存するが如く其占有物も亦た吾人にとりて不可分の狀態に存するもので、他人が故なく之れを獲得することは其人格を毀損すると同一の罪惡を犯すものなりとの主張である、而して此占有説に一步を進めたものが第二の報酬説(Lohntheorie)で、即ち土地を開墾した場合に生ずる其勞力に對する報酬とし

て所有權が確定せらるゝものとなすのである、而して以上の兩說は占有と勞力的報酬との間に多少の相違ありとなすも、等しく近世に於ける私法の意味する如く所有又たは所有權の下に各人の物に對する除外的な支配權を認めんとするものである。次ぎに第二種の學說の代表者はフイヒテ其人で彼は其著「封鎖的商業國」第一編第七章に所有權に關する原理の説明と題して先づ物權論即ち彼の所謂 das erste ursprüngliche Eigenthum in den ausschliessenden Besitz einer Sache を以て總ての誤謬の泉一般讀者に對する欺偽と不透徹との眞の理由、及現世的生活に適用せる場合に於ける偏見と不完全との本來の原因となし、若、此學說によれば貴族や大地主の階級のみが眞の所有者として又た國家の公民として認めるゝに對して自餘の多數は單に少數者の爲めに左右せらるゝ伴食の徒に過ぎざると共に、土地を所有せるものは明かに他人の來つて之れに混入するを絕對に排するに至る可きを難じ、轉じて彼の行動所有權論即ち彼自から稱せし das erste und ursprüngliche Eigenthum in ein ausschliessendes Recht auf eine bestimmte freie Thätigkeit に對して次の如く論じてゐるのである、此所有權の存在を一例を以て示せば他人の衣類又たは靴等を製造する

るが如き或種の技術を營む場合に他人をして同時に此行爲をなさしめざる除外的の權利關係で、此場合に於ける行爲を規定するものは其自身の形體(方法及目的等)にあらざれば働きかけらるゝ對象である、殊に後者の場合は同一の物を同時に使用することを除外すること、換言すれば或種の物を特定的に取扱ふ權利其者である、例者、同一の田畠にして之れに穀物を栽培することは農民の權利に屬するも、穀物收穫後の時機より種蒔の時期に至る迄は他人たる牧畜者が各自の家畜を飼養し得るが如き、更に其地下に於ては國家が鑛業を營み得るが如き、何れも所有其者が必ずしも客體の所有を意味するものでなく、殊に彼は土地の所有が絕對に許す可からざる理由として土地は神のもので、人は只だそれを耕作し之れを利用する能力を有するのみと云つてゐるのである、斯くてフイヒテの意味する所有其者が直接實在的のものでなくて寧ろ非實在的のものにあらずやとの點に就きての彼の答は明白でなく、彼は單に所有權を以て其對象たる物に對する行爲から總ての人を除外せんとする權利に外ならずと信じたのである(一)之れを要するに、何れの物權と雖、物財に對する行爲より總ての人を除外する權利を認むるにあ

らざれば之れが成立は不可能なるが故に外部より齎らざる、行爲を除外する権利其者が wahre Sitz des Eigenthumsrecht auf Sachen たりと云ふに存するのである、而して總ての理性人は吾人が前に述べた如き平等的な原始権を有するものなるを以て除外的な所有に向つて特定的な行動を求めんとする人は同時に他人の活動を認め、斯くして發生する制限の平等はやがて他人の所有と國家とを承認せしむるに至るのである、次ぎに尙ほ考察す可き點はフィヒテの意味するが如き所有に關する個人の權利を國家其の者が承諾することは個人の自然的道德的存在に向つて必須なる豫件たると共に各理性的國家の最高の原則は各人は各自の行動によつて生活し能ふこと、而して生活し能ふことは各人が他に譲與し難き所有なることを換言すれば各人は茲に人格の自由永續の基礎を有してゐるのである、斯くして彼れによりて築かれた原始権なるものは更に社會主義的要求たる生存権と勞働権とに化し、而して各人は勞働のみによりて生活し能ふこと、即ち勞働の能力あるものは勞働以外のものによりて生活し能はず、換言すれば此條件の存せざる處には何等生存権なしとの意義は一面、生存権と勞働権との關係を明かにせしものた

ると共に勞働其者の倫理的意義、即ち道徳的人格發展又たは道徳的目的實現の只の一の手段としての行動権を肯定せしもので、茲にフィヒテ其人の社會主義上に於ける意義又たは特徵を求むるを得るのである、而して、クノー、フイシャーが「封鎖的商業國」を批評せし中に、フィヒテの政治思想は多少リカルグス的である、而して今日の世界はスバルタ的よりは寧ろ他であり、他であらんとを欲してゐるのであるが、然し其思想中に表現せられんとした眞の動機は社會主義的のものである、而して此傾向の中にフイヒテの政治觀は彼自身が其目前に見し狀態よりも今日の努力と密接な關係を有してゐるのである、彼れは國家其者に於ける貧困の種を絶せしめんとせしと共に同時に總ての人民に其勞働と其販路とを保證せんとしたのである、斯くして彼れは國家其者に向つて工業上及商業上の自由を除外する制限を設くるに至つたのである吾人は此斷定を次の動機より批判するもので、智識學の原理其者が此社會經濟論と連帶的に結合せしものと考ふること能はず(二)と云つかるが、然し彼れの經濟的 requirement 殊に所有權に關した問題に於て之れが成立の根本的基礎を飽迄物に求めずして寧ろ「行動の自由」に存すとなしたのは明かに彼

れの智識學の影響であると思ふ、即ち此點に關して彼の所有權説はウエバーが論じた如く世界的説明の最高の原則を物の實在又たは物に求めずして寧ろ吾人にとつて生々活潑なる行動其者に求めた智識學の眞の所産としたのは適當なる解釋であると思ふ(三)勿論之れが學說の構成上、現實的な歴史的な背景の存したことは事實で、而してフイヒテ自からの思索に對して之れが經驗的與材に供せられたものは中世に於ける都市經濟である、即ち當時の生産及流通狀態或は之が附近地方との經濟關係、都市の内部に於ける自由な手工業及之れが組合組織、生産者と消費者との關係等に於て一種特徴な組織が彼の眼に映じたことは彼のツンフトに對する考察の明かに吾人に示す處である、要するにフイヒテ其人の求めんとせし處は以上述ぶるが如き中世都市の流通經濟組織を國民經濟上に轉嫁して、之れによつて經濟上の自由放任主義に抵抗せんことを試みたものである、而して彼が自由放任主義を悦ばなかつたことは此主義が中世式のツンフトの破壊運動であり且つ所有權の概念を専ら物權のみに制限せんとした點である。

(1) Fichte, sämmtliche werke, BIII 440-447

(1) K. Fischer, BVI s. 425
(1) M. Weber, s. 37

六

近世文化生活の不安動搖は之れを内面的に觀察すれば、我等の世界觀及人生觀が未だ圓熟せる境地に到達せざること、換言すればウインデルバントの所謂 *Unser Leben aus der dumpfen, halbbewussten Gegebenheit in klares Bewusstsein und deutliche Gestaltung* の精進なく即ち *Ich* の中に普遍的な統一的な *Lebensgrund* を求むる努力の少きを意味するものなると共に、更に外面的に觀察すれば主として「物」を所有するものと所有せざるものとの利害關係が一致せざることである、蓋、近世文化生活の發展的條件を考察せる人には誰人にも此文化生活の一面が宗教を中心とせし中世文化生活の反動的傾向を表現せると共に、更に他の一面に於ては *Synthese* なき文化生活「物」を中心とする文化的運動又た文化的衝動に充つることを認識し得ると思ふ、即ち近世文化生活の特徵とする處は精神的統一を主とするものでなく、寧ろ外的な物質的なものである、而してフイヒテが近世文化生活の解決者として物的所有問

題を離れて茲に行動所有論の一新境地を開いて之れによつて *Sythese* 文化生活を
求めんとせしことは確かに考察に價するものであると思ふ。

(1) W. Windfuhr, Prilusion, El. s. 299.

金文堂

新刊書籍

新刊諸雑誌

御客本意に營業仕居候
御下命之程願上候

芝三田電車通り

及び輕便

御手がる

西洋料理

仕り候

金文堂書店

吉 清 山 石

芝三田電車通り

慶應大學校

正門前

紅茶

コーヒー

及び輕便

御手がる

西洋料理

仕り候

芝三田電車通り